

JIS A 5441 : 2003

押出成形セメント板（ECP）

訂 正 票

位 置	誤	正
3. 3.1	b) 定義 原料による種類として、石綿含有品をタイプⅠとしたが、これは、建築材料として性能に優れ、また、使用実績も多く、現在でも市場のニーズがあることから、その種類として定義した。	b) 定義 ECP の繊維質原料としては、従来、石綿（クリソタイル）が用いられてきたが、石綿の低減化の要請により無石綿製品の製品化も進んでおり、環境面への配慮から、3. 定義の a) 繊維質原料には、“パルプ、ガラス質繊維など”とし、特に（石綿を使用してはならない）と規定した。
3.2	種類 押出成形セメント板には、あらかじめ工場で塗装、タイルなどの仕上げを施した製品があるが、その仕上げが多様であることから区分せず、種類としては、仕上げを施していない製品で原料による種類、表面形状による種類及びロックウール充てんの有無による種類として区分した。	種類 押出成形セメント板には、あらかじめ工場で塗装、タイルなどの仕上げを施した製品があるが、その仕上げが多様であることから区分せず、種類としては、表面形状による種類及びロックウール充てんの有無による種類として区分した。
6. 6.1	種類及び記号 原料による種類の区分として、繊維質原料に石綿を使用した製品は、使用実績が多く、現在も需要が多いことから、タイプⅠとし、近年、製品化した無石綿品をタイプⅡとした。	種類及び記号 ECP の種類の区分として、表面形状による区分及びロックウール充てんの有無による区分があり、それぞれに記号を付して区分した。

訂正票とは、規格本体以外（解説ほか）に対する正誤を表します。

平成 17 年 11 月 1 日作成